

図書館利用規程に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、図書館利用規程第7条第2項に該当する事項について示すものである。

(違反行為)

第2条 図書館利用規程第7条第2項に定める図書館利用者の義務に違反する行為は次の各号に掲げる行為とする。

(1) 違法行為

- ア 暴力、粗暴行為
- イ 痴漢、わいせつ、盗撮行為
- ウ 窃盗行為（図書館資料の無断持ち出しを含む。）
- エ 故意に図書館資料等を汚破損する行為
- オ 危険物の持ち込み

(2) 他の図書館利用者に対する迷惑行為

- ア 喧嘩
- イ 酒気を帯びた状態での入館
- ウ 図書館が定めた場所以外での飲食及び飲食物の持ち込み
- エ 図書館が定めた場所以外での携帯電話等の使用
- オ 閲覧室内での音読や雑談
- カ 個人用情報端末や周辺機器からの音漏れ、消音設定等をしない再生
- キ 私物を放置したままでの長時間の離席
- ク 図書館内への動物の持ち込み

※「身体障害者補助犬法」に基づき認定された「ほじょ犬」を除く。

- ケ 声掛け、付きまとい行為

(3) 図書館職員の業務の妨げとなる行為

- ア 当館が定める回数や時間等の上限を超えた利用
- イ 職員に対する付きまとい行為
- ウ 図書館サービスに関わりない文書等の作成、提出の要求
- エ 執拗に同様の申出・要求を繰り返し、その対応に職員が長時間拘束され、業務に支障が出るおそれがある行為
- オ 大声、暴言で責める言動、脅迫的な発言など、職員が畏縮して業務に支障が出るおそれがある行為
- カ 優位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いの要求など、担当者だけでは対応が困難な行為
- キ 職員の対応を撮影した動画、職員の氏名等のインターネット上での公表など、業務の適

正な遂行が妨げられたり、職員のプライバシーが損なわれたりするおそれがある行為
ク その他、申出・要求内容に妥当性がないもの又は申出・要求を実現する手段・態様が、
社会通念に照らし不相応なものであって、職員の勤務環境を害する行為

(4) 図書館の運営や施設管理上不適切な行為

- ア 図書館施設・設備の不適切な使用
- イ 無許可での閲覧室、学習室以外の図書館エリアの侵入
- ウ 図書館が定めた場所以外での電子機器等の充電
- エ 未就学児、支援が必要な子どもの放置
- オ 無許可での図書館施設、人物、資料等の撮影
- カ 無許可での物品等の販売、配布
- キ 無許可での印刷物、ビラ等の配布又はこれらの掲示
- ク 無許可での勧誘行為
- ケ 物品等の遺棄

(5) その他、図書館利用者の義務に違反する行為

利用に関する条例・規則及び当館の定める各規程等に照らし判断する。

附 則

この細則は、令和3年11月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和6年4月30日から適用する。